



発行 新潟県

第16号

平成30年2月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 170 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
- 171 救急病院等の指定(医務薬事課)
- 172 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 173 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 174 換地処分(農地整備課)
- 175 公共測量の実施通知(監理課)
- 176 公共測量の終了通知(監理課)
- 177 公共測量の終了通知(監理課)
- 178 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 179 道路の区域変更(道路管理課)
- 180 道路の供用開始(道路管理課)
- 181 道路の区域変更(道路管理課)
- 182 道路の供用開始(道路管理課)
- 183 道路の区域変更(道路管理課)
- 184 道路の供用開始(道路管理課)
- 185 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定取消(出納局管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの結果(病院局業務課)

選挙管理委員会規程

- 1 新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

教育委員会告示

- 2 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正(義務教育課)
- 3 指定技能教育施設における連携科目の変更(高等学校教育課)

教育委員会公告

- 平成30年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集(義務教育課)
- 平成30年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集(義務教育課)

告 示

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長岡市国民健康保険寺泊診療所	長岡市寺泊敦ヶ曾根605番地1	平成30年1月1日
佐藤歯科医院	長岡市長町1丁目1668-2	平成28年4月5日
ウエルシア薬局長岡稲葉町店	長岡市稲葉町766番地4	平成30年2月1日
あおき歯科・矯正歯科クリニック	上越市下門前1805	平成28年5月1日
クスリのアオキ藤巻薬局	上越市藤巻5番8号	平成29年12月1日
医療法人社団 やまぐち内科クリニック	三条市鶴田2丁目1番6-5号	平成30年1月5日
川崎歯科医院	三条市本町2-4-1	平成30年1月1日
りんりん薬局	三条市東本成寺21-32	平成30年1月1日
柏崎市鶴川診療所	柏崎市大字女谷4762-1	平成30年2月1日
ひかりの調剤薬局	柏崎市三和町3-10	平成29年12月4日
おぐま歯科医院	新発田市本町2丁目8-17	平成28年4月20日
ウエルシア薬局見附上新田店	見附市上新田町819	平成30年2月1日
大町キムラ薬局 駅前店	村上市田端町3-38	平成30年2月20日
元気印薬局	燕市東太田杉名田6937番地	平成29年9月1日
山口歯科医院	妙高市姫川原926-4	平成30年2月1日
大歯科医院	五泉市三本木3033番地	平成29年11月1日
魚沼市国民健康保険堀之内医療センター	魚沼市堀之内4315番地	平成29年4月1日
堀之内駅前 小玉医院	魚沼市堀之内3870-1	平成29年5月1日
東町調剤薬局	魚沼市小出島1209-31	平成29年5月1日
六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212番地8	平成30年1月1日

なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	平成30年1月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	平成30年1月1日
たんぼぼ薬局	南魚沼市泉甲201番地7	平成30年1月1日

◎新潟県告示第171号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名称 新潟県立がんセンター新潟病院
- 2 所在地 新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 有効期間 平成30年3月30日から
平成33年3月29日まで

◎新潟県告示第172号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	25者	宮古木上島9番1ほか445筆 42.8ha
阿賀野市	11者	金淵居前甲133番ほか82筆 11.5ha
胎内市	6者	築地道端4623番ほか18筆 7.2ha
聖籠町	2者	真野庄八島1953番ほか7筆 0.8ha
新潟市	62者	北区新鼻古囲内610番ほか591筆 66.3ha
五泉市	1者	下大蒲原山ノ下65番ほか10筆 1.6ha
三条市	10者	上保内二ツ山丙253番1ほか151筆 12.5ha
燕市	18者	長所沖乙81番3ほか163筆 19.8ha
田上町	1者	曾根新田2330番1ほか6筆 1.6ha
弥彦村	1者	境江中空潟229番 0.1ha
長岡市	4者	十日町白倉165番ほか68筆 5.8ha
見附市	5者	椿澤町大昭1322番1ほか12筆 5.9ha
魚沼市	49者	並柳1376番1ほか600筆 23.7ha
南魚沼市	1者	鰻島20番1ほか23筆 0.3ha
十日町市	1者	荒屋ア433番 0.2ha
津南町	1者	赤沢2966番1ほか8筆 1.5ha
糸魚川市	1者	羽生1889番2ほか3筆 0.4ha
佐渡市	68者	下久知城戸口2602番ほか830筆 120.2ha
合計	267者	3,035筆 322.2ha

2 認可年月日

平成30年2月26日

◎新潟県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営沢根地区農業用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年2月28日から平成30年3月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第174号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業六箇地区(田麦(小豆中子)換地区)に係る換地処分をした。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第175号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(レベル2,500国土基本図修正)
- 2 作業期間 平成29年11月27日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 新潟市

◎新潟県告示第176号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局三国川ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)2点
 - 2 作業期間 平成29年9月20日から平成29年11月30日まで
 - 3 作業地域 南魚沼市清水瀬
-

◎新潟県告示第177号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（道路基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年10月16日から平成30年2月14日まで
- 3 作業地域 一般国道18号 上越市寺町地先、上越市今池地先

◎新潟県告示第178号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
三条市
- 2 事業の種類
三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）及び駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
三条市荒町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）及び駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性
本件事業に必要な用地の先行取得を行う県央土地開発公社において、取得に係る予算措置が講じられていること、本件事業に必要な経費について、起業者が来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性
 - ア 得られる公共の利益
三条市では、起業地内に、三条市体育文化センターと三条市総合体育館を有し、市の中核的な屋内体育施設として長年大勢の市民から利用されてきた。しかし、体育文化センターは、耐震診断の結果、大規模地震時に倒壊の危険性が高いことが判明し、一方、総合体育館は供用開始から37年目となり、施設内での雨漏りや放送設備の不具合など老朽化が著しいことから、市では両施設を解体し、双方の機能を兼ね備えた新たな複合施設（以下「複合施設」という。）を起業地に建て替えることを決定した。
複合施設には、アリーナやホールのほか、複数のマルチスペースを設置することにより、各種イベントやスポーツの大会だけでなく、会議室としての利用や市民のサークル活動などの様々な活用が可能となることから、市は利用者的大幅な増加を見込んでいる。また、駐車場については、これまで、週末の各種大会やイベントの際には、施設専用駐車場のほか近隣の複数の医療機関から駐車場を借用して運営してきたが、複合施設は、平日においても多くの利用が見込まれ、恒常的に駐車場が不足することが想定されることから、従来施設に隣接する土地を取得して駐車場を増設する計画である。
本件事業の実施により、多くの市民が日常的にスポーツや文化活動に親しむことができる環境が整うとともに、駐車場が確保されることにより、施設利用者の利便性が向上し、迷惑駐車や消滅など周辺地域の生活環境の向上にもつながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。
本件事業による周辺環境への影響として、供用後の騒音や排気ガスが懸念されるが、起業地は住家と接しておらず、影響はほとんどないと考えられるものの、市は排気ガス対応のフェンスを設置し、万全の対策を講じていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区のいずれにも含まれておらず、また起業地の一部は田であるが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域に該当しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、施設利用者にとって利便性がよく、周辺の交通事情や経済的条件などを考慮して、2箇所を選定し比較検討した結果、医療機関など現在営業している施設が区域内になく、周辺道路で交通渋滞を誘発する懸念が小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の中核的な存在であった屋内体育施設が閉館したことにより、市民のスポーツや文化活動が制限され、大変不便が生じていることから、これに代わる複合施設の建設は急務となっており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三条市役所三条庁舎（三条市福祉保健部健康づくり課）

◎新潟県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向原越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番8から 同郡同町大字土樽字向原3064番8まで	新	16.8～39.0メートル	211.9メートル
	旧	16.8～32.6メートル	211.9メートル

◎新潟県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 向原越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番8から同郡同町大字土樽字向原3064番8まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月27日

◎新潟県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町石黒字大百刈976番1から 同市高柳町石黒字大百刈975番3まで	新	20.6～26.2メートル	9.4メートル
	旧	20.6～25.0メートル	9.4メートル

◎新潟県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町石黒字大百刈976番1から同市高柳町石黒字大百刈975番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月27日

◎新潟県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

妙高市大字下平丸字下田2303番1から	新	3.6～9.2メートル	77.8メートル
同市大字下平丸字下田2298番1まで	旧	3.6～8.0メートル	78.0メートル

◎新潟県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 飯山新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字下平丸字下田2303番1から同市大字下平丸字下田2298番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月27日

◎新潟県告示第185号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 指定売りさばき人の名称
白川 正行
- 2 取り消し年月日
平成30年2月27日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の件名及び数量
産業廃棄物（感染性廃棄物）の処分業務委託 年間2,288,000リットル（予定）
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。
- (6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
- (7) 新潟県内で中間処理を行うこと。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限

平成30年3月15日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月23日（金）午後2時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止

の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

コピー用紙 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年3月13日(火)午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室B

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2314

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年3月13日(火) 午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月) 午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室B

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、植栽管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 植栽管理業務委託一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月23日新潟県告示第3296号。以下「入札参加資格審査規程」という。)第2条第1項又は第2項第1号若しくは第2号に該当しないこと。

(2) 入札参加資格審査規程の規定に基づく入札参加資格の審査を受け、平成28・29年度新潟県建設工事等入札参加資格審査に「造園工事」業者として登録されており、かつ平成30・31年度新潟県建設工事等入札参加資格審査に「造園工事」業者として申請していること。

(3) 上越市に主たる営業所を有すること。

(4) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成30年3月13日(火)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午前9時30分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、消防用・防火設備等保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等名及び数量

新潟県立中央病院 消防用・防火設備等保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の消防用設備等保守点検業務を平成26年1月1日以降12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該業務において、点検可能な消防設備士、消防設備点検資格者、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査資格者を業務に配置できること。

(8) 財団法人新潟県消防設備協会表示登録会員であること。

(9) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
平成30年3月13日(火)午後1時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成30年3月26日(月)午前10時00分
新潟県立中央病院 講堂1
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除
ア 誓約書の提出
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 警備業務委託一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
-

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 警備業法(昭和47年法律第117号)に定める認定証の交付を受けていること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院の警備業務を、平成26年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成30年3月13日(火)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午前10時30分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 一般廃棄物処理業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令等に基づき当該業務を実施するために必要な許可を受けていること。

(7) 過去に廃棄物処理法第14条の3の2に規定する許可の取消しの処分を受けていない者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成30年3月13日(火)午後1時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日(月)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの結果について(公告)

新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルについて、選定委員会による審査の結果、最優秀提案者を次のとおり決定したので公告する。

平成30年2月27日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 最優秀提案者

株式会社BSNアイネット

2 実施公告日

平成29年12月 1 日

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年2月27日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県選挙管理委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="550 772 782 1601" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと </div> <div data-bbox="268 1563 507 1953" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> <div data-bbox="550 1617 782 1684" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1157 772 1388 1601" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>内心</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div data-bbox="877 1563 1117 1953" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>心身の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> <div data-bbox="1157 1617 1388 1684" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> </div>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年2月27日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前											
別表第4 県立特別支援学校										別表第4 県立特別支援学校											
県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)	収容定員			県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)	収容定員						
本校名	分校名					第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	本校名	分校名					第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年				
(略)										(略)											
新潟県 立江南 高等特 別支援 学校		新潟市	高等部	全日制 の課程	普通	(略)			新潟県 立江南 高等特 別支援 学校		新潟市	高等部	全日制 の課程	普通	(略)						
						普通	40	30		30							普通	30	30	40	
						(略)									(略)						
新潟県立西蒲高等 特別支援学校		(略)								新潟県立西蒲高等 特別支援学校		(略)									
新潟県 立川西 高等特 別支援 学校		十日町 市	高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	20	30	新潟県 立川西 高等特 別支援 学校		十日町 市	高等部	全日制 の課程	普通	(略)					
						(略)					(略)										
新潟県立吉川高等 特別支援学校		(略)								新潟県立吉川高等 特別支援学校		(略)									

新潟県 立村上 特別支 援学校		村上市	(略)					20	20	10
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立新発 田竹俣 特別支 援学校		新発田 市	(略)					20	30	20
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
(略)										
新潟県 立月ヶ岡 特別支 援学校		三条市	(略)					20	30	30
			高等部	全日制 の課程	普通	(略)				
			普通	(略)						
新潟県 立小出 特別支 援学校		魚沼市	(略)					10	10	10
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立はまな ず特別支 援学校		柏崎市	(略)					20	20	30
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立高田 特別支 援学校		上越市	(略)					20	30	30
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
(略)										

新潟県 立村上 特別支 援学校		村上市	(略)					20	10	20
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立新発 田竹俣 特別支 援学校		新発田 市	(略)					30	20	20
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
(略)										
新潟県 立月ヶ岡 特別支 援学校		三条市	(略)					30	30	20
			高等部	全日制 の課程	普通	(略)				
			普通	(略)						
新潟県 立小出 特別支 援学校		魚沼市	(略)					10	10	20
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立はまな ず特別支 援学校		柏崎市	(略)					20	30	20
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
新潟県 立高田 特別支 援学校		上越市	(略)					30	30	30
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	(略)			
(略)										

新潟県 立佐渡 特別支 援学校		佐渡市	(略)					
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	10	20
(略)								
新潟県 立柏崎 特別支 援学校		柏崎市	(略)					
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	8	16
(略)								
新潟県 立佐渡 特別支 援学校		佐渡市	(略)					
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	20
(略)								
新潟県 立柏崎 特別支 援学校		柏崎市	(略)					
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	16	8
(略)								

◎新潟県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の3の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目について次のとおり変更したので、告示する。

平成30年2月27日

新潟県教育委員会教育長 池田幸博

- 1 指定技能教育施設の名称
長岡凜晴学院
- 2 連携措置の対象となる科目及び当該科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
ビジネス実務	ビジネス実務
簿記	簿記
情報処理	情報処理

- 3 変更年月日
平成30年4月1日

教育委員会公告

平成30年度県立盲学校及び聾学校幼稚部の欠員補充による2次募集について（公告）

平成30年4月県立盲学校及び聾学校幼稚部に入学の幼児の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成30年2月27日

新潟県教育委員会 教育長 池田幸博

- 1 2次募集を行う学校と幼児数

県立新潟盲学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立新潟聾学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立長岡聾学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立長岡聾学校高田分校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
- 2 出願資格及び出願手続
1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。
- 3 出願期間
平成30年3月8日（木）から3月14日（水）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。（土・日曜日を除く。）
- 4 面接の期日
平成30年3月15日（木）
- 5 結果の発表
平成30年3月19日（月）までに各学校において行う。

平成30年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集について（公告）

平成30年4月県立特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）に入学の生徒の欠員補充による2次募集を、次により行う。

平成30年2月27日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

1 2次募集を行う学校と生徒数

県立新潟盲学校	普通科 5人 保健理療科 8人 専攻科理療科 5人
県立新潟聾学校	普通科 8人 知的障害普通学級 4人
県立長岡聾学校	産業技術科 7人 知的障害普通学級 7人 専攻科産業科 8人
県立江南高等特別支援学校川岸分校	普通学級 3人
県立西蒲高等特別支援学校	普通学級 3人
県立村上特別支援学校	普通学級 7人
県立新発田竹俣特別支援学校	普通学級 8人
県立五泉特別支援学校	普通学級 7人
県立小出特別支援学校	普通学級 5人
県立小出特別支援学校川西分校	普通学級 10人
県立はまなす特別支援学校	普通学級 2人
県立高田特別支援学校	普通学級 3人
同 白嶺分校	普通学級 6人
県立東新潟特別支援学校	普通学級 5人
県立上越特別支援学校	普通学級 7人
県立吉田特別支援学校	普通学級 3人
県立柏崎特別支援学校	普通学級 4人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

3 出願期間

平成30年3月8日(木)から3月14日(水)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

平成30年3月15日(木)

5 結果の発表

平成30年3月19日(月)までに各学校において行う。